

令和6年能登半島地震 総合支援窓口 開設状況

場 所 パトリア4階(多目的ホール)
 時 間 9:00～17:00(多目的ホールへの入場は16:30までをお願いします。)
 開設日 月～金 ※土曜日が祝日の場合は休みとなります。

七尾市

義援金窓口はパトリア3階福祉課へ移動しました。

項目	制度内容	受付窓口	内容
住宅の修理	■住宅の応急修理支援 日常生活に不可欠な部分の修理費支援 ☎0570-200-491	①	屋根、壁、上下水道配管など日常生活に不可欠な部分の修理費の支援。 半壊以上の場合:上限 70万6千円/件、準半壊の場合:上限 34万3千円
	■住まいの復旧支援事業 日常生活に不可欠な部分の修理費支援 ☎0570-200-491	① 2	一部損壊、準半壊の住宅を対象に日常生活に不可欠な部分の修理費の支援。 ・費用が合計50万円以上で支払い完了済みの、①と同等の修繕工事が対象 ・補助率:工事費の5分の1 限度額:最大30万円
の仮支援居	■仮設住宅の入居及び退去引越費用等の支援 建設型応急住宅への入居及び被災後の再建に伴う引越費用等の支援 ☎0570-200-491 R7/9/1から本庁舎2階都市建築課に変更になりました	②	建設型応急住宅の入居及び被災後の再建に伴う引越費用等の支援(いずれも一律の金額)。 ・生活再建に伴う引越し時の転居費用の助成(10万円) ・民間賃貸住宅への入居費用の助成(20万円) ・公営住宅への入居費用助成(10万円)
再住建ま援の	■住まいの再建支援事業 都市建築課 ☎0570-200-491	② 2	半壊以上の世帯が七尾市内で住まいを再建する費用の一部を支援。 ・新築・購入の費用が500万円以上または修繕の費用が300万円以上で工事及び支払いが完了した方が対象 ・支援額:再建費用の10分の1 (上限 新築・購入200万円、修繕100万円) ※子育て世帯は支援額の4分の1を加算
家屋の解体・撤去	■自費解体制度 所有者の判断で家屋を解体・撤去した場合の費用の返還 ☎0570-200-491 R7/9/1から本庁舎1階環境課に変更になりました(要事前予約:0767-53-8030)	③	地震により被災した半壊以上の家屋などを、所有者の判断で解体・撤去した場合、市がその費用を返還。 ※費用は基準額で返還となるため、自己負担が発生する場合があります。
	■公費解体制度 所有者からの申請により、家屋を解体・撤去 ☎0570-200-491 R7/8/29で申請受付は終了しました	③	地震により被災した半壊以上の家屋などを、所有者からの申請に基づき、市が解体・撤去。 ※制度の対象となる費用については、所有者の自己負担はありません。
の支支援給金	■被災者生活再建支援金 生活再建のため、被害の状況に応じた定額の支援金支給 ☎0570-200-491	④	住宅に被害を受け、生活再建を支援するにあたり、被害の状況などに応じた定額の支援金を支給。 ・最大300万円(加算支援金含む、単身世帯の場合は最大225万円)
給支付給金の	■地域福祉推進支援臨時特例給付金 半壊以上で65歳以上の方がいる世帯等に対し、給付金を支給 ☎076-225-1956	⑤	七尾市以北で住宅が半壊以上の被災をした規定の要件を満たす世帯に対し、住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。 家財:50万円/世帯 自動車:50万円/世帯 住宅再建:最大200万円/世帯

支援制度の内容など、最新情報は市ホームページをご覧ください。